

令和6年度補正予算 商用車等の電動化促進事業（トラック）に関するご質問・回答 【複数年度申請関係】

番号	質 問	回 答（案）
1	複数年度事業として申請する場合の要点を教えてください。	複数年度事業とは、単年度事業の実施が困難な場合に限り、2年度以内で事業を実施することができるものです。初年度の交付申請時に2年分の事業計画書の提出を行います。初年度、翌年度ともに事業計画書に基づいて事業を完了することが必要です（翌年度も初年度の事業計画書に合わせて事業を実施）。なお、交付申請は毎年度必要です。
2	複数年度にわたる事業として申請し、初年度分について交付を受けた場合、翌年度も必ず交付されると考えてよいですか。	翌年度以降の補助事業は、政府において翌年度に所要の予算措置が講じられた場合にのみ行いうるものであり、翌年度の計画額に比較して大幅な予算額の変更や予算内容の変更等が生じたときは、事業内容の変更等を指示する場合があります。
3	複数年度事業で、初年度の補助対象経費が発生しない場合でも申請できますか。	各年度に車両もしくは充電設備の補助対象経費が発生しない計画では複数年度事業は申請できません。
4	単年度事業と複数年度事業の違いは何ですか。	単年度事業は事業の全ての手続きが年度内（1年度内）に完了する事業とし、複数年度事業は初年度に翌年度を含めた2年度分の事業計画書を提出し、2年度内で事業計画書に従って完了する事業です。
5	単年度事業と複数年度事業の選択はできますか。	事業の計画に合わせて、申請の際に選択が可能です。
6	複数年度事業の申請は初年度だけで翌年度の申請は省略できますか。	複数年度事業の申請を行う場合は初年度に翌年度を含めた2年間の事業計画を申請します。ただし、予算制度が単年度計上であることから翌年度の申請は省略できません。
7	複数年度事業のメリットは何ですか。	事業計画を策定する際に単年度で事業の完了が困難な場合に限り、事業を2ヵ年年度に渡って申請することが可能です。ただし各年度毎に事業の完成と実績報告及び精算が必要です。
8	複数年度事業のデメリットは何ですか	予め車両や充電設備の中長期的に事業計画が必要です。1年目と2年目の事業計画内容が取りやめ、変更等になる場合は、1年目に支給のあった補助金の返還をしていただく場合もあります。
9	複数年度を申請した場合、初年度に必要な条件はありますか。	初年度の実施計画書で申請し交付決定を受けた車両、充電設備等の購入費及び工事費等の実績に応じた支払いを完了させ、その金額相当の成果品を納め、かつ指定された期日までに完了実績報告書の提出が必要です。
10	実施計画書の内容に変更が生じた場合の手続きを教えてください。	初年度（1年目）の交付決定時に定めた車両及び充電設備に係る補助対象事業の事業計画書の記載内容を原則として変更することはできませんので中止（廃止）承認申請書を提出してください。
11	複数年度の場合、車両数≧充電口数はどの時点でカウントするのですか。	実施計画書の事業内容が全て完了した際に「車両数≧充電口数」をカウントします。
12	初年度で事業が完了しますが、翌年度事業の実施計画書の提出は必要ですか。	初年度（1年目）の交付決定時に定めた車両及び充電設備に係る補助対象事業の計画を原則として変更することはできません(公募要領P12(8))
13	複数年度事業で、車両（リース会社）と充電設備（使用者）を別々に申請（一体的な導入を計画）しているが、それぞれに実施計画書の提出は必要ですか。	車両、充電設備の申請毎に提出が必要です。なお、その場合、申請者間で情報の共有、連携を行い、差異がないようにしてください。
14	複数年度事業で初年度は充電設備の機器のみ、翌年度はその充電器の設置工事費用といった申請は可能ですか。 また反対に、初年度は基礎工事費用のみ、翌年度は機器及び設置工事といった申請もできますか。	申請できます。 ただし、複数年度内に充電設備の全ての事業が完了するとともに充電設備と車両と一体的導入（車両数≧充電口数）が必要です。
15	充電設備で機器代のみを初年度2台、翌年度3台など複数年度で申請は可能ですか。	申請できます。 ただし、完了するまでに1営業所あたり充電設備と車両と一体的導入（車両数≧充電口数）が必要です。